

時間貸駐車場使用条件等

借受者は、貸付物件を時間貸駐車場事業に供する場合は、以下の取扱いを遵守するものとします。

1. 車両出入口・車路等

借受者は、駐車場における車両の出口と入口を個別に設置のうえ、一方通行を前提とした車両動線とするほか、入出庫におけるゲート式の禁止など、前面道路の交通対策に配慮した駐車区画とします。

また、海浜公園用地を一体的に利用する場合は、海浜公園の維持管理等にかかる車両の出入りを妨げないものとします。

なお、事業開始に伴う造成等は、事前に完成予定図面や仕様書等を提出のうえ、福岡市ならびに公社の承諾を得るものとします。

2. 誤進入等防止

借受者は、駐車車両の円滑な通行のため、一方通行や右左折禁止などを明示したサインを設置し、駐車車両の逆走や誤進入などを防止することとします。

3. 安全対策

借受者は、駐車場の運営にあたり、歩道と駐車場の境界に縁石とポールを設置するなど、駐車場利用者及び通行人の安全の確保に万全を期すものとし、その他、安全確保のための対策が必要となったときは、迅速に対応することとします。

また、借受者は、貸付物件及び駐車場運営における事故・トラブルについて一切の責を負うものとし、福岡市は一切の責を負わないものとします。

4. 境界明示

借受者は、原則として、歩道と接する境界を除き、フェンスにより利用エリアの境界を明示することとし、必要に応じて、フェンスの補修等を行うものとします。

5. 近隣地域への配慮

借受者は、貸付物件の駐車場使用により、地域住民からの苦情、警察からの指導等があった場合は、その対応及び対策を取らなければなりません。なお、深夜の騒音問題等が発生したときは、借受者は深夜の営業を停止するなど必要となる対応について福岡市と協議するものとします。

6. 費用負担

借受者が、貸付物件を時間貸駐車場事業に供するために要する費用は、全て借受者の負担となります。